## スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

	改 正 案	現行	
--	-------	----	--

(利用の不承認)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、施設等の利用 の承認をしないものとする。
  - (1) (2) [略]
  - (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
  - (4) 〔略〕

(利用承認の取消し等)

- 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれ | 第15条 [同左] かに該当すると認めるときは、利用の承認 を取り消し、又は利用を制限し、若しくは 停止することができる。
  - (1) (2) 【略】
  - (3) 災害その他の事故により施設等を利用 することができなくなったとき。
  - (4) [略]

(指定管理者の指定の手続)

#### 第19条 〔略〕

- 2 [略]
- 3 教育委員会は、前項の規定により提出さ れた書類を審査し、かつ、実績等を考慮し て、次の各号のいずれにも該当すると認め たものを指定管理者として指定するものと する。
  - (1) [略]
  - (2) 業務計画書の内容が、スポーツプラザ の効用を最大限に発揮することができる ものであるとともに、その効率的な運営 が図られるものであること。
  - (3) 〔略〕

## 別表

1 貸切りの場合の利用料金

		牛	前	午	後	夜	間	全	日
			9時	午後	0時	午後	5時	午前	9時
X	分	から	正午	3 0	分か	から	午後	から	午後
	ת	まで		ら午	後4	9時	まで	9時	まで
				時3	0分				
				まで					
	平日	4,8	40円	5,8	30円	8,8	00円	17,2	70円

〔同左〕

第7条 〔同左〕

- (1) (2) 【略】
- (3) 施設等をき損するおそれがあるとき。
  - (4) 〔略〕

〔同左〕

- (1)・(2) [略]
- (3) 災害その他の事故により施設等の利用 ができなくなったとき。
- (4) [略]

〔同左〕

第19条 〔略〕

- 2 〔略〕
- 3 [ 同左 ]
  - (1) [略]
  - (2) 業務計画書の内容が、スポーツプラザ の効用を最大限に発揮できるものである とともに、その効率的な運営が図られる ものであること。
  - (3) 〔略〕

#### 別表

1 貸切りの場合の利用料金

		午	前	午	後	夜	間	全	日
		午前 9	9時	午後	0時	午後	5時	午前	9時
X	分	からエ	E午	3 0 2	分か	から	午後	から	午後
	71	まで		ら午1	後4	9時	まで	9時	まで
				時3	0分				
				まで					
	[同左]	4,40	00円	5,3	00円	8,0	00円	15,7	700円

体育館	土日 日日 日 休日	5,830円	6,930円	10,450円	23,100円
会	議室	1,870円	2,200円	2,200円	6,270円

### 付記

- 1・2 〔略〕
- 3 区内に住所を有する者その他の規則 で定める者以外の者が利用する場合の 利用料金の額は、この表に定める額 (付記1の規定による額を含む。)に 当該額の5割相当額を加えた額とする。
- 2 貸切りでない場合の利用料金

X	分	単	位 位	利用料金
	一般	1回、	2 時間以内	<u>170円</u>
体育館	中学生 以下	1回、	2 時間以内	50円
トレーニング室		1回、	2 時間以内	240円

3 〔略〕

体育館	〔同左〕	5,300円	6,300円	9,500円	21,000円
会	議室	1,700円	2,000円	2,000円	5,700円

## 付記

- 1·2 〔略〕 〔新設〕
- 2 貸切りでない場合の利用料金

X	分	単	位	利用料金
	〔同左〕	〔同左〕		<u>160円</u>
体育館	〔同左〕	〔同左〕		〔同左〕
トレーニング室		〔同左〕		220円

3 〔略〕

# 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、 なお従前の例による。